

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

b. IT 実装支援

当社では、基礎的なデジタル化として、クラウドデータベースシステムを導入し、顧客先での機械メンテナンス履歴や社内での作業履歴の管理を実施しています。このシステムにより、過去の作業内容や機械の状態を社内でも共有し、効率的なサービス提供の基盤を構築しています。

また、今年度中には現行のクラウドデータベースシステムを拡張し、外出先からタブレット端末を用いて履歴情報の閲覧、メンテナンス報告書の現場作成、および履歴データの即時保存を可能とする機能改修を予定しています。この改修により、顧客先での作業効率向上と情報共有のリアルタイム化を図る計画です。これらのシステムやノウハウを中小企業の取引先と共有し、デジタル化支援を推進します。

d. グリーン化の取組

製品の環境負荷低減に向けて、当社のバンディング装置においてバイオマスポリエチレンバンディングフィルムに対応する取り組みを進めています。バイオマス由来の材料を使用することで、石油由来のプラスチック使用量を削減し、製品のライフサイクル全体での環境負荷低減を目指します。また、このような環境配慮型の包装材料を取引先と共同で開発・実用化することで、サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用廃止への取組：

取引の透明性と安定性を高めるため、約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行を積極的に進めます

2025 年 6 月 18 日

久米機電工業株式会社

企 業 名

代表取締役 久米隆司

役職・氏名（代表権を有する者）